

◎新潟県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年5月24日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県上越市名立区名立小泊字船屋敷705の3・字ナメトコ734の1・774（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
電気通信設備用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に据え置いて縦覧に供する。）